

ひきこもり相談支援窓口について

「ひきこもり」とは

さまざまな要因の結果として社会的参加を回避し、原則的に6カ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態現象概念を指します。(厚生労働省「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」より引用)

具体的には次のような行動パターンが見られます。

- ・学校を卒業・中退し、仕事をしないでずっと家にいる。
- ・仕事を突然辞めてしまい、家にこもるようになる。
- ・1日中自分の部屋に閉じこもって、インターネットばかりしている。
- ・昼夜逆転の生活をしているが、夜中にコンビニには出かけているらしい。
- ・家族との会話がほとんどなく、顔を合わせても避けようとする。

ひきこもりの状態にある方や、そのご家族へ

ひきこもりは、誰にでも起こりえます。思い悩んだときはぜひ福祉総務課 生活支援係へご相談ください。安心して生活を送ることができるよう、ご本人やご家族と一緒に考えていきます。また、必要に応じて関係機関へつなぎ、連携して支援を行います。

☎ 福祉総務課 ☎893-4480

認可外保育園・幼稚園の預かり保育等の無償化認定(施設等利用給付認定)について

認可外保育園(都道府県への届出施設が対象)、幼稚園の預かり保育、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター、ベビーシッターを利用している児童の保護者が、無償化の認定(施設等利用給付認定)を受けている場合、施設にお支払いした利用料を保護者へ給付致しております。(上限額あり)

認定はすべての必要書類を提出した日からとなります。ただし、幼稚園在籍の方、認定こども園を教育利用(1号認定)の方が他施設を併用した場合、原則、他施設利用分は無償化対象外となります。

無償化認定の要件

- ・令和5年4/1時点で3歳以上の方(新2号)
父母に保育を必要とする事由(月64時間以上の就労、妊娠出産、疾病障害等)があること
- ・令和5年4/1時点で2歳以下の方(新3号)
上記(新2号)の要件に加え、父母(または家計の主宰者)の令和4年度住民税が非課税であること

☎ 子育て支援課 ☎893-4156

令和5年
4月より

宜野湾市相談支援及び親子支援ギフト

のお知らせ

宜野湾市では、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、妊娠期から出産、子育て期まで寄り添い相談に応じる「相談支援」と、経済的な負担軽減を図るための「親子支援ギフト(出産準備ギフト・子育て応援ギフト)」を一体的に実施します。 ※令和5年度当初予算へ計上し3月議会へ提出予定です。

【親子支援ギフト】

【出産準備ギフト】

対象 事業開始以降に妊娠の届け出をされた妊婦の方

ギフト内容 妊婦1人あたり

5万円(現金給付)

妊娠届出時に面談を行います。
※住所要件あり 申請書の提出が必要

【子育て応援ギフト】

対象 事業開始以降に出生されたお子さんを養育する方

ギフト内容 子ども1人あたり

5万円(現金給付)

出生届出後に面談を行います。
※住所要件あり 申請書の提出が必要

～令和4年4/1～事業開始前に妊娠届または出生届を提出された方へ～

経過措置として「親子支援ギフト(出産準備ギフト・子育て支援ギフト)」を給付します。
※申請書・アンケート等の提出が必要です(対象者には4月以降案内を通知いたします)

詳細については準備が整い次第ホームページにてお知らせいたします。

☎ 保健相談センター すこやか親子係 ☎898-5595